

2023/11/13

安平町町長
及川秀一郎 様

安平町教育長
種田 直章 様

早来地区住民
吉岡 政昭

「理解できない役職」 「子育て・教育総合専門員」って、何ですか？

(はじめに)
「広報あびら」の「子どもにやさしいまちづくりPJ」が、(2023.5)から連載されています。この中で、ものすごく気になる記事が毎号掲載されていることから、10月27日の町政懇談会でお聞きする予定でしたが、議事進行が、上手に「仕込まれた」(?) せいもあってか、実質上、NGファイルが効いたようで、私が質問を出す機会が失われましたので、今回このような形で質問を出しました。

1 点目、・・・「総合教育会議」「教育委員会」「校長会」「教頭会」にも出席し、町長や教育長や校長や教頭にも「助言」できる根拠は?)

町の広報誌「広報あびら」に登場する「子育て・教育総合専門員」の肩書きを持つこの方は、広報誌2ページを使って、「教育」を語っているだけでなく、「総合教育会議」や「教育委員会」、おまけに「校長会」、「教頭会」の会議にも出席している。もちろん、傍聴ではない。もし、もっばら、「助言(指導)」のためとするなら、その「出来る根拠」は何か。

2 点目。・・・井内氏が町長から任命されたのは、「総合教育会議」の「総合教育専門委員」であって、「子育て・教育総合専門員」ではない。

- 町長から、H31年1月9日にリズム学園の井内氏を「総合教育専門委員」に任命した旨の報告が「総合教育会議」にて行われた。(平成31年1月28日)
- 町長から井内氏を「総合教育会議」の方のアドバイザー、専門委員という週2回ほど、・・・来て頂いて、小中一貫校を建てるとか、助言とかアドバイス、専門的見地から関わって頂きたい。
(議員に対して議員の1月9日(木)の集まりで報告。)

議員全員が招集されて、突然、会議の席上、町長から井内聖氏を、(1/9付け)「総合教育会議」の「総合教育専門委員」に任命した旨の報告があった。

「総合教育会議」とは、大津市のいじめ自殺事件から、教育委員会制度の見直しが行われ、その一つとして「総合教育会議の設置」が決まった。
町長の説明によれば、その総合教育会議の「アドバイザー」「専門委員」として井内氏を「総合教育専門委員」に任命したというのだ。

3点目。「総合教育専門委員」と「教育総合専門委員」の2つの専門委員。 いつまで続く「用語の混乱」！

町の広報誌「広報あびら」では、井内氏は、町長が任命した「総合教育専門委員」ではなく、「教育総合専門委員」に**変わっていた**のだ。それも毎月号ごとに掲載。

任命された「井内氏本人」の理解は？

少々驚かされたのは、まずは、井内氏本人が、町広報の自己紹介「ABOUT私について」で、「2019年1月、安平町**教育総合専門委員**」(2020年3月迄)と紹介していたことだ。自分が町長に任命された「委員」は、「**教育総合**専門委員」だと思っているのであろうか。

「**教育総合**専門委員」と「**総合教育**専門委員」の**区別がついていないように思われた**。また、町長、教育長にしても、毎月の「広報あびら」に、掲載される井内氏の肩書きが、「**教育総合**専門委員」となっていることに違和感の持たなかったのだろうか。

1. 種田教育長が、「**総合教育**委員の職務として・・・」との発言を受け、井内氏は「本日付では拜命を受け」と応じている。
(平成31年1月9日会議)
2. 井内氏の Facebookには、自己紹介として、「安平町政策推進課付**総合教育専門委員**」と記載している。
3. 他方、町の広報誌「広報あびら」では、今年の5月号から、自己紹介の欄「ABOUT私について」で「2019年1月 安平町**教育総合専門委員**」(「**総合教育**専門委員」ではなく)になっている。不可解。
町長が手渡した「辞令」では、どっちの専門委員名になっているのか。井内氏本人はもちろん、町長、教育長に再度、確認して、町広報には正確を記すことを望む。

そもそも、「教育総合専門委員」と「総合教育専門委員」は、どちらも文部科学省の中央教育審議会に所属する専門委員であるそうだが、役割は少し違っているようなのだ。だから、井内氏は、自分は、「教育総合専門委員」なのか「総合教育専門委員」なのか、をはっきりさせて、町長が任命したのはどっちなのかを改めて確認する必要があるだろう。

4点目。「総合教育専門委員」の仕事内容が、文科省の判断と町長の判断がちがっていないか。

町長は「文科省の通知文」を読み間違っていないか。

文部科学省の「通知文」にある

(法第1条の4第5項)

総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項 に関して 意見を聴くことができる。

※法：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」

指摘1、「通知」の確認すべき第1番目は、「当該協議すべき事項」とは何か、です。

「当該協議すべき事項」とは、「特定の事柄に関すること」を指します。つまり、「当該事項に関して検討する」「当該問題への対処」といったように、「すでに話題にあがっている事項」について言及する際に使用します。

関係者又は学識経験を有する者が協議する内容は、「当該協議事項」に限られている。すなわち、文科省が、「関係者又は学識経験者」に求めているものは、「特定の事柄に対する意見を聞く」ことであり、それも、長期間継続の対応を想定している文意ではないし、広範囲の領域を継続的に「助言」を求める相手としていないことだ。

一方、町長が求めた「助言だとか、アドバイス、そして専門的な見地から関わってもらおう」という発想とは大きく異なっております。

重ねて言えば、「当該」とは、特定の事柄に関することを指します。

すなわち、問題ごとに、協議事項となり協議する、ということです。

(指摘2)「関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項 に関して 意見を聴くことができる。」の解釈。

町長が、井内氏を「専門委員」に任命した理由を「地震の復興における活躍」を称えた上で、中学校の教員経験も10年(正しくは9年)あること、復興計画の教育サイドの助言だとか、アドバイス、そして専門的な見地から関わってもらおう」

と理由を述べました。

しかし、こうした町長が任命した「専門員」の職務の内容は、専門性の曖昧さとともに、扱う対象の広さ、「助言期間」の長さ等々は、文科省初等中等教育局長の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）で求めている「総合教育会議」の「留意事項」とは大きく異なっている。

(指摘3) 「総合教育会議」における「意見聴取者」とは。そのイメージ。

（当該協議すべき事項）に関して意見を聴くことができる。

(法第1条の4第5項)

まずは、私の主張の確認を「地方教育行政の組織及び及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の「図示化」した文科省のカラープリント（説明絵図）で明らかにしている。

- 1, 説明絵図によれば、総合教育会議の構成者は、「首長と教育委員会」とあり、他に「必要に応じ意見聴取者の出席を要請。」とあります。

ここでは「必要に応じ」とは、「当該協議すべき事項」に関して、「意見を聞く」という意味で、出席を求め選択肢の一つとしての「意見」を聞くという意味である。必ずしも年単位の期間の長さで「指導助言を受ける」というニュアンスではない、

ましてや、町長に任命された「総合教育専門委員」が、「総合教育会議」に出席したり、校長会、教頭会に出席し、意見を述べるなどは、趣旨を超えた「事項ではないか」と首をかしげざるを得ない。

この不思議なあびら安平町流の「肩書き」には、強い違和感を感じるのだ。

そもそも、「専門員」なるものが、総合教育会議の招集者の町長や構成員の教育長の上位にあつて「助言」したり、アドバイスをするなど、想定しにくい。ここでの大きな勘違いをしていたと思われるのは、この法律では、「総合教育会議」の「専門員」個人が、町長や教育長に対して「助言」「指導」等の役割を与えているとは思えない。